

## 墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（案）概要

### 1 目的

この条例は、墨田区地域防災基本条例に基づき、火災による延焼等の被害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、火災及び地震に対する安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりに資するため、木造密集市街地における木造建築物の防火性能及び耐震性を向上させる改修を行う者への助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 防火・耐震化改修促進区域の指定

区長は、不燃化促進区域のうち、緊急に木造建築物の防火・耐震化改修の促進を図る必要があると認める区域について、「防火・耐震化改修促進区域」として、期間を定めて指定する。

### 3 助成金の交付対象

助成金の交付対象は、昭和56年5月31日以前に着工された防火・耐震化改修促進区域その他区長が特に必要と認める区域に存する木造建築物の防火・耐震化改修を行った次に掲げる者とする。

個人

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である会社

公益社団法人又は公益財団法人

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

### 4 助成金の額及び助成回数

助成金の額は100万円を上限とし、助成は同一建築物に対し1回限りとする。

### 5 助成手続

助成対象確認

助成金の交付を受けようとする者は、防火・耐震化改修に着手する前に、当該防火・耐震化改修が助成対象となるかどうかについて確認を受けなければならない。

助成金の交付申請

の確認を受けた者は、防火・耐震化改修が完了した後に、規則で定めるところにより助成金の交付申請を行い、区長の交付決定を受けなければならない。

## 6 中間検査等

区長は、助成対象者に対し、防火・耐震化改修の状況等について検査し、又は報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

## 7 助言、指導等

区長は、助成金の交付にあたり、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、当該建築物について防火性能及び耐震性の強化が図られるよう助言又は指導を行い、及び条件を付すことができる。

## 8 交付決定の取消し

区長は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

交付の際に付した条件に違反したとき。

偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

この条例及びこの条例の規則に違反したとき。

## 9 施行予定日

本年12月1日

この条例の施行後3年を目途として、助成の状況等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。